

商 品 名 (愛 称)	(19) 年金受給者専用定期預金
------------------	------------------

販 売 対 象	当金庫で公的年金を受取りしている方、または新たに当金庫に年金振込を指定された方。
期 間	1年(利払式のみ自動継続のお取り扱いができます)
預 入	一括預入
①預入方法	
②預入金額	10万円以上1,000万円以内(1人あたり)
③預入単位	1円単位
払 戻 し 方 法	満期日以後に一括して払戻します。
利 息	固定金利 スーパー定期・スーパー定期300の店頭表示利率+年0.10%
①適用金利	※ただし、年金振込が中止された場合は、預入時に遡って上乗せ金利部分を無効とします。
②利払方法	満期日以後に一括してお支払いします。
③計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
税 金	お利息には2.0%(国税1.5%・地方税5%)の税金がかかります。 (ただしマル優を利用の場合は除きます。) ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
満 期 後 の 取 扱 い	自動継続を選択されない場合の満期日以降の利息は、解約または書替継続をした日における普通預金利率により計算します。
中途解約時の取扱	当金庫所定の中途解約利率を適用します。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9時~17時、電話:089-946-1203)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 ・愛媛弁護士会紛争解決センター(電話:089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記お客さま相談室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>・東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>

その他参考となるべき事項	・ 預入は年金振込口座の取扱店のみになります。
	・ 年金振込が中止された場合は、預入時に溯って預入時のスーパー定期（300万円未満）の
	1年もの店頭表示利率に変更します。
	・ 預金保険の対象です。